

2013年3月5日

森川 善樹 京都労働局局長 殿

働くもののいのちと健康を守る京都セ

理事長 吉中



京都労災職業病対策連

会長 河口



社会福祉施設で働くもののいのちと健康・安全を守る要請書

貴職におかれましては、日頃より労働者のいのちと健康を守るためにご尽力いただき、感謝申し上げます。

すでに、周知の事と存じますが、2013年度の京都市予算案に於いて、社会福祉施設職員の特殊健康診断を廃止とするとしています。

しかし、厚生労働省が策定した「第12次労働災害防止計画（案）」において明らかなように、社会福祉施設で就労する労働者の平成23年度に発症した休業4日以上腰痛集計結果では、全業種に占める割合の18.8%と最も多くなっています。

被災者を生み出さない予防、対策が大きな課題とされています。さらに「職場における腰痛予防対策指針」（平成6年9月6日 基発547号）についても、今年1月より「職場における腰痛予防対策指針の改定及びその普及に関する検討会」開催され検討されています。

こうした状況をふまえ、京都における社会福祉施設で働くもののいのちと健康を守る為に労働行政がより一層大きな役割を果たされることが求められます。つきましては、以下の通り要請します。

1. 京都における社会福祉施設で働く労働者の腰痛、頸肩腕障害の実態、予防対策を明らかにし、改善のための対策を示すこと。
 - ① 平成23年度における腰痛（災害性・非災害性）・頸肩腕障害の、労災請求件数及び認定件数を明らかにすること。
 - ② 社会福祉施設における指導勧奨による特殊健康診断の、対象事業所数及び実施状況を明らかにすること。
 - ③ 「社会福祉施設における腰痛の防止について」（昭和56年3月30日 京基発89号）の現在の運用、取り扱いについて明らかにすること。
 - ④ 健康管理の一環として位置づけられている指導勧奨による特殊健康診断の実施について、京都労働局の見解を示し、行政指導を拡充・強化すること。

2. 以上の要請内容について厚生労働省に上申されること

以上